

# 第 35 回 コメリ 緑資金 助成申込要項

## 1. 助成対象となる活動分野

今回の助成は、2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日に実施される活動を対象としています。  
助成対象となる活動場所は下図の通りです。



## ● 自然環境保全活動

### A 原生の状態を維持している山林など



自然環境保全地域について  
詳しくはこちらをご確認ください。  
(環境省ホームページ)



#### (1) 原生自然環境保全地域 (環境省指定の 5 ヶ所)

人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域。

#### (2) 自然環境保全地域

(環境省指定の 10 ヶ所、都道府県指定の 546 ヶ所)

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域。

#### (3) 世界自然遺産などには該当するが、 上記(1)(2)に該当しない地域

以上の場所で行う環境保全活動。(事業委託ではないもの)

原生自然環境保全地域 (5ヶ所)  
詳しくはこちらをご確認ください。  
(環境省ホームページ)



自然環境保全地域 (10ヶ所)  
詳しくはこちらをご確認ください。  
(環境省ホームページ)



自然環境保全地域 (546ヶ所)  
詳しくはこちらをご確認ください。  
(環境省ホームページ)



## ●里地里山保全活動

### B 原始的な自然と都市の中間に位置する里地里山など



里地里山について

詳しくはこちらからご確認ください。

(環境省ホームページ)



#### (4) 重要里地里山 (環境省指定の 500 ヶ所)

原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

#### (5) その他里地里山

国が指定した以外の(4)に類似する地域

以上の場所で行う環境保全活動。(事業委託ではないもの)

重要里地里山 (500ヶ所)

詳しくはこちらからご確認ください。

(環境省ホームページ)



※B 里地里山保全活動の連続助成について

同一団体は5回の助成までとさせていただきます。6回目以降は対象外です。

2019年度 (第30回)	2020年度 (第31回)	2021年度 (第32回)	2022年度 (第33回)	2023年度 (第34回)	2024年度 (第35回)
○	○	○	○	○	×

## ●緑化植栽活動

### C 都市の緑地帯など



花や緑にあふれるふるさとづくりを目的とした、道路沿いの緑地帯等の空間、公園隣地等で行う「花いっぱい運動」など、地域住民が自ら行う植栽や美化に資する活動。

※C 緑化植栽活動の連続助成について

より多くの地域や団体の皆様にご利用いただくため、助成を受けた翌年度は助成対象外とさせていただきます。

2022年度 (第33回)	2023年度 (第34回)	2024年度 (第35回)	2025年度 (第36回)
○	×	○	×

上記A、B、Cの団体が

- ① 団体所在地が活動地域の市町村外ではないこと
- ② 営利を目的とした団体・活動ではないこと
- ③ 他の団体・個人への助成ではないこと
- ④ 植樹・植栽を業者に委託して実施する活動ではないこと  
(地域住民が自ら行う活動であること)
- ⑤ 自治体または自治体の指定管理者が行う活動ではないこと
- ⑥ 反社会的勢力、政治利用に関連する団体ではないこと

とさせていただきます。

## 2. 申込方法、公募期間

申込の際に申込要項の1. 助成対象となる活動分野の中から活動場所をお選びいただきます。事務局で申請内容を精査したのちに申込区分を変更させていただく場合がございます。

所定の申込書に必要事項をみれなく記入の上、提出書類とともに事務局にご送付ください。電子メール、FAX、コメリ各店での申し込みは受け付けておりません。

A、Bの団体	：2024年8月1日（木）	～	2024年10月31日（木）	消印有効
Cの団体	：2024年8月1日（木）	～	2024年10月21日（月）	消印有効

早期のご提出にご協力をお願いいたします。

A、Bの団体につきましては9月末までに一旦ご提出いただいた場合、事務局にて簡易審査のうえフィードバックいたします。貴団体の助成金採択に向けて、事務局よりサポートいたします。  
(10月31日まで再提出可)

## 3. 提出書類

- ①第35回コメリ緑資金 助成申込書（必須）
- ②申請時点での提出可能な最新の収支決算書・今年度の収支予算書（必須）
- ③助成金で購入する資材等の見積書（必須）
  - ・お近くのコメリ店舗でもお見積りをお受けしております
- ④補足資料として、企画書・規約・会員名簿・会報等を添付されるのは自由です。  
審査の参考にさせていただきます。

※ご提出いただいた上記書類はご返却いたしかねますので、写しを必ずお手元に保管してください。

#### 4. 選考

審査は、次の視点に基づき有識者を中心とする審議委員により公正に審議し、助成先・助成額を決定いたします。

- 公共性 ①活動場所が公に開かれているか  
②公共性が高く、多くの人にメリットをもたらす活動か
- 活動内容 ③地域住民が一体となって実施する活動か  
④助成金の使途は具体的で活動内容に対して申請品目・金額・数量は相応か
- 発展性 ⑤活動により達成したい目的、ビジョンが明確か  
⑥前年度から活動に工夫や進化があるか

#### 5. 審査結果

全応募団体に対し、2024年12月下旬までに文書にて採否の結果をご通知いたします。採否決定理由等審査に関わる内容についてのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

#### 6. 助成金の贈呈日

2025年2月上旬（予定）

※団体指定の口座に振り込みます。

※一部の助成団体には、新潟市内で行われる助成金贈呈式にご出席いただきます。（贈呈式にお越しいただく団体には、別途ご案内いたします）

#### 7. 助成金の使用について

①助成金の使用は申請された活動に限定し、対象となる科目および品目は次の通りです。

なお、申請金額に上限は設けておりませんが、ご提出いただく活動内容や見積書等の書類に基づき、品目・金額・数量を個別に精査いたします。

※助成対象となるもの

科目	品目
花木費	樹木、苗、種、球根 など
資材費	鉢、プランター、肥料、用土、農薬、防草シート、杭、木材 など
植栽道具	移植ゴテ、スコップ など
備品費	鎌、レーキ、噴霧器、散水用品、台車、一輪車 など
消耗品	チップソー、チェーンソー替刃、機械用混合ガソリン、オイル など
機械類	刈払い機、チェーンソー、耕運機 など

※A、Bの団体→単価が10万円を超える高額な機械類などは、団体や活動の内容等を考慮し個別に審査します

※Cの団体→単価が1万円を超える耐久消費財は、総額5万円まで助成対象とします

※助成対象外となるもの

- ・ 飲食費（菓子、お茶など）、人件費、講師謝礼、資格取得費用
- ・ 旅費交通費（ガソリン代）、運搬費、運賃
- ・ 広報活動費（のぼり、チラシ、会報制作など）
- ・ 事務費（郵便切手、通信費、コピー、プリンターインク、事務用品、参考図書など）
- ・ 水道光熱費、賃借料（事務所家賃、車両リース、レンタルなど）
- ・ 保険料（ボランティア保険、レクリエーション活動保険など）
- ・ 委託費（植樹などの作業を業者に委託発注した場合など）
- ・ その他、当財団が不適切と判断した経費

助成対象外の申請があった場合、申請額から除外して審査いたします。

## ②助成金の使用期間について

2025年4月1日～2026年3月31日までに実施する活動で使用

③次に該当する場合は、助成金を返却していただく場合があります。

- ・ 申請内容と著しく異なった活動、用途に助成金を使用した場合
- ・ 期間中に活動が実施されなかった場合
- ・ 助成金に著しく残金が発生した場合
- ・ 活動報告書の提出がない場合
- ・ 当財団が不適切と判断した場合

## 8. 活動後の報告

活動終了後に活動の結果、および会計の報告書を提出していただきます。なお、報告書は、当財団より所定の用紙を別途ご送付いたします。また報告内容は、当財団のパンフレット、ホームページなどで公開することがあります。

また、活動終了後、一部の助成団体には活動成果発表を依頼する場合がございます。

（成果発表を依頼する団体には、別途ご案内いたします）

## 9. 助成にあたり

コメリ緑資金を使用した活動については、以下のお願いをしています。

①団体のホームページ、会報、広報誌などに「コメリ緑資金」助成を受けての活動であることを明記する。

記載例：「この活動は、コメリ緑資金の助成を受けて実施しています」

②助成を受け取得した備品や道具等へ、事務局より配布するステッカーを貼り付ける。

③花壇や広域な場所への植栽活動では、事務局より配布する看板を取り付ける。

④事務局より配布するステッカーや看板を用いて、広報誌の発行、SNSでの発信等の広報活動を行う。

## 10. 個人情報について

- ①当財団では、助成申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、以下の目的のために利用させていただきます。
  - ・コメリ緑資金助成業務のために使用
- ②当財団では、貴団体からお預かりした個人情報の流出、漏えいの防止、その他個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- ③当財団では、貴団体からお預かりした個人情報を貴団体の同意なく利用目的以外で利用したり、法令等に基づく正当な理由がある場合を除き第三者に開示したりすることはありません。

## 11. お申し込み・お問い合わせ先

〒950-1457 新潟県新潟市南区清水4501-1

公益財団法人コメリ緑育成財団 事務局

TEL (025) 371-4455 FAX (025) 371-4151

E-mail : [midori@komeri.bit.or.jp](mailto:midori@komeri.bit.or.jp)

URL : <https://www.komeri-midori.org/>